

## 確認書

当社は、株式会社メイトコム(以下「甲」といいます)が運営するEC決済システム「MPN・e決済サービス」(以下「本決済システム」といいます)を利用した通信販売取引に関して、株式会社ジェーシービー(以下「貴社」といいます)および貴社が提携するクレジットカード会社が運営するクレジットシステムに基づき、加盟店として通信販売のクレジットカード取引を行うにあたり、下記1の事項を確認し、遵守します。また、加盟店として当社が行うべき業務のうち、下記2記載の業務(以下「委託業務」といいます)の代行業、甲に委託しますのでご承認をお願いいたします。

### 記

#### 1. 誓約事項

- (1) 当社は、平成14年3月25日付貴社と甲との間で締結された包括代理加盟店契約書記載の契約並びにこれに付随する一切の契約、覚書その他の合意を、貴社との間でなす代理権および当社に代わって委託業務を遂行する代理権を甲に授与いたしました。
- (2) 当社は、包括代理加盟店契約書、JCB通信販売加盟店規約およびこれらに付帯して締結される覚書等(以下「加盟店契約」と総称する)の各条項の内容を了解し、これらを遵守します。
- (3) 甲が貴社に送付した売上票に不備があった場合、その他委託業務が加盟店契約に違反した場合については、当社が違反した場合と同様、貴社が債権譲渡の取消または解除もしくは加盟店契約の解除などの措置をとられても、何ら異存ありません。
- (4) 当社の通信販売売上債権にかかわる債権譲渡代金は、その受領権限を甲に付与しておりますので、本決済システムにおける他の加盟店(以下「他の加盟店」といいます)の売上債権譲渡代金と一括して、甲が指定する甲名義の預金口座に振り込み入金ください。
- (5) 当社は、甲に付与した前項の代金受領権限を、本決済システム利用契約を解約するなどの理由で喪失させる場合には、ただちに貴社宛書面にて通知を致します。この通知が債権買取代金支払日の30営業日前までに貴社に到達せず、貴社より前項の口座に代金が支払われた場合には、当該譲渡代金債権の弁済があったものと扱われることに異存ありません。
- (6) 当社は、他の加盟店による売上債権にかかわる債権譲渡の解除または取消を理由として、貴社が甲に対して一括して支払う債権譲渡代金に含まれる当社の受けるべき代金から、債権譲渡を解除または取り消した代金を差し引くことに異議なく同意いたします。差し引かれた金額は、甲の指示に従って、他の加盟店との間で調整し、貴社には何ら請求・異議申立てをいたしません。
- (7) 当社は、当社の債権譲渡が解除または取消となった場合、甲の指示に従って他の本決済システム利用者との代金の調整に協力いたします。
- (8) 甲が委託業務に関連して貴社に損害を与えた場合、当社は甲と連帯して貴社の損害を賠償します。
- (9) 甲が包括代理加盟店契約書第27条第2項規定の解除事由に該当した場合、その他包括代理加盟店契約書、これに付帯して締結される覚書等および貴社加盟店規約の約旨に従い、貴社が包括代理加盟店契約の解除などの措置をとられた場合には、当然に貴社と当社間の加盟店契約も終了することに何ら異存ありません。

#### 2. 委託業務

- (1) 包括代理加盟店契約書第11条のセキュリティ確保措置に関する業務
- (2) 同契約第12条の通信販売の申込受付業務
- (3) 同契約第13条の売上承認請求業務
- (4) 同契約第15条の債権譲渡に関する業務
- (5) 同契約第17条の割引料の支払および第18条の債権買取代金の受領に関する業務
- (6) 同契約第16条、第21条の債権譲渡の解除もしくは取消に際する債権買取代金の返還等に関する業務
- (7) 同契約に関する貴社から加盟店への通知、送付書類等の受領
- (8) 上記業務に付随する一切の業務

#### 3. 本決済システム運営者(甲)

- ・法人名 : 株式会社メイトコム
- ・所在地 : 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番12号
- ・代表者 : 取締役社長 日比 喜博

以上